

議案第五十五号

港区立認定こども園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年七月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立認定こども園条例の一部を改正する条例

港区立認定こども園条例（平成二十七年港区条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「子ども（」の下に「第六条第四項各号及び第五項各号並びに第八条第五項各号及び第六項各号を除き、」を加える。

第六条第四項を次のように改める。

4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる子どもについて区長が徴収する基本保育料の額は、別表第一又は別表第二に定める額の二分の一に相当する額とする。

一 当年度分（四月分から八月分までの基本保育料にあつては、前年度分。次号及び次項において同じ。）の区市町村民税のうち所得割課税額（別表第一備考三及び別表第二備考三において同じ。）の規定する所得割課税額をいう。次号及び次項において同じ。）が五万七千七百円未満で

ある生計を一にする世帯であつて、当該世帯に属する特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第十四条の二に規定する特定被監護者等をいう。次号及び次項並びに第八条第五項及び第六項において同じ。）のうち小学校就学前の子ども以外の者が一人のみである場合における最年長の小学校就学前の子ども（次項第三号に該当する場合を除く。）

二 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が七万七千百一円未満である生計を一にする世帯で、かつ、当該世帯がひとり親世帯等（世帯員のいずれかが子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第二十二条各号に掲げる者である世帯をいう。次項並びに第八条第五項及び第六項において同じ。）に該当する場合であつて、当該世帯に属する特定被監護者等の全てが小学校就学前の子どもである場合における最年長の小学校就学前の子ども

第六条に次の一項を加える。

5 第三項の規定にかかわらず、次に掲げる子どもに係る基本保育料は、無料とする。

一 当該生計を一にする世帯に属する最年長の小学校就学前の子ども以外の全ての小学校就学前の子ども。ただし、当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が五万七千七百円以上の世帯（当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が七万七千百一円未満の世帯で、かつ、当該世帯がひとり親世帯等に該当する場合を除く。）に属する当該最年長の小学校

就学前の子ども以外の全ての小学校就学前の子どものうち最年長の子どもにあつては、当該最年長の小学校就学前の子どもが児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所、学校教育法第一条に規定する幼稚園その他これらに準ずる施設として区規則で定める施設に入所している場合に限る。

二 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が五万七千七百円未満である生計を一にする世帯であつて、当該世帯に属する特定被監護者等のうち小学校就学前の子ども以外の者が二人以上いる場合における最年長の小学校就学前の子ども

三 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が七万七千一百円未満である生計を一にする世帯で、かつ、当該世帯がひとり親世帯等に該当する場合であつて、当該世帯に属する特定被監護者等のうち小学校就学前の子ども以外の者が一人以上いる場合における最年長の小学校就学前の子ども

第八条第五項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、次に掲げる子どもについて区長が徴収する幼児教育に要する費用の額は、別表第五に定める額の二分の一に相当する額（その額に十円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

一 当年度分（四月分から八月分までの幼児教育に要する費用にあつては、前年度分。次号

及び次項において同じ。)の区市町村民税のうち所得割課税額(別表第五備考二に規定する所得割課税額をいう。次号及び次項において同じ。)が七万七千一百円未満である生計を一にする世帯であつて、当該世帯に属する特定被監護者等のうち九歳を超える者(九歳に達した日以後の最初の三月三十一日後にある者をいう。次項において同じ。)が一人のみである場合における最年長の小学校就学前の子ども(次項第三号に該当する場合を除く。)

二 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が七万七千一百円未満である生計を一にする世帯で、かつ、当該世帯がひとり親世帯等に該当する場合であつて、当該世帯に属する特定被監護者等の全てが小学校就学前の子どもである場合における最年長の小学校就学前の子ども

6 第四項の規定にかかわらず、次に掲げる子どもに係る別表第五に定める幼児教育に要する費用は、無料とする。

一 当該生計を一にする世帯に属する小学校就学前の子ども及び小学校第一学年から第三学年までに在学している子どものうち最年長の子ども以外の全ての小学校就学前の子ども。ただし、当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が七万七千一百円以上の世帯に属する当該最年長の子ども以外の全ての小学校就学前の子どものうち最年長の小学校就学前の子どもにあつては、当該最年長の子どもについて保育を委託している場合、当該最年長の子どもが小学校第一学年から第三学年までに在学している場合その他これらに準ずるもの

として区規則で定める場合に限る。

二 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が七万七千百一円未満である生計を一にする世帯であつて、当該世帯に属する特定被監護者等のうち九歳を超える者が二人以上いる場合における最年長の小学校就学前の子ども

三 当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が七万七千百一円未満である生計を一にする世帯で、かつ、当該世帯がひとり親世帯等に該当する場合であつて、当該世帯に属する特定被監護者等のうち九歳を超える者が一人のみである場合における最年長の小学校就学前の子ども

別表第五を次のように改める。

別表第5 幼児教育保育料（第8条関係）

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分		徴収月額（子ども単位）		
階層区分	定 義	幼児教育に要する費用	給食費	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者の属する世帯	円 0	円 0	
B	A階層を除き当年度分の区市町村民税非課税世帯及び当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）	0	0	
C	1	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が5,000円以下である世帯	2,100 3月分のみ1,660	0
	2	A階層を除き当年度分の区市町村民税の所得割課税額が5,000円を超え10,000円以下である世帯	3,100 3月分のみ3,050	0
	3	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が10,000円を超え50,000円以下である世帯	6,200 3月分のみ6,100	0
	4	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が50,000円を超える世帯	6,200 3月分のみ6,100	5,000 8月分のみ0

備考

- この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の港区立認定こども園条例（以下「改正後の条例」という。）第六条第四項及び第五項、第八条第五項及び第六項並びに別表第五の規定は、平成二十八年四月分以後の基本保育料（改正後の条例第六条第三項に規定する基本保育料をいう。以下同じ。）及び幼児教育に要する費用から適用し、同年三月分までの基本保育料及び幼児教育に要する費用については、なお従前の例による。

（説 明）

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百八十六号）の施行による子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部改正に伴い、一定の所得未滿の多子世帯及びひとり親世帯等に係る多子計算の要件を緩和し、保育料負担を軽減するため、本案を提出いたします。